

# 労務 ROAD

## ■コロナ離職は特例で給付制限を受けない可能性があります

自己都合での退職で雇用保険の失業給付を受けようとする場合の本来の流れとして、離職票提出日から7日の失業の日数(待期)の後、2ヶ月間(5年間のうち2回の離職まで3回目以降は3ヶ月間)の給付制限を受けることになります。その給付制限の期間を終えると、失業給付が支給されます。

今回の特例として、コロナウイルスの影響で離職した場合は自己都合での退職であっても「特定理由離職者」として扱われ給付制限を受けずに失業給付が支給されます。

主な要件
①同居の家族が感染したことなどにより、看護または介護が必要になったこと
②新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となったこと (小学校、義務教育学校*1、特別支援学校*2、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するもの)
③感染症拡大防止や重症化防止の観点から退職し、以下に該当する方 ・本人の職場で感染者が発生したこと ・本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること ・妊娠中であることまたは高齢(60歳以上)であること

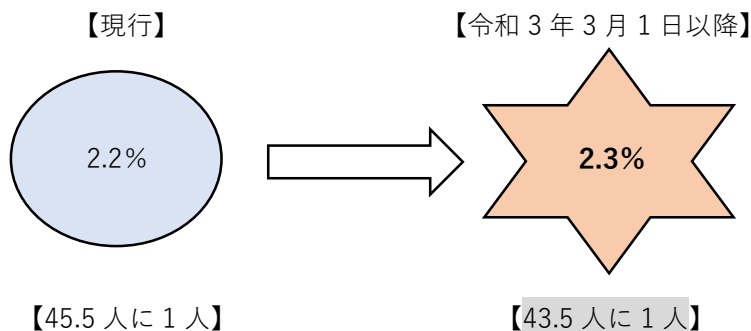
\*1 小学校課程のみ

\*2 高校まで

【厚生労働省 より】

## ■障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率の割合で障害者を雇用する義務があります。平成30年4月に障害者雇用率が引き上げられた段階から決まっていたことではありましたが、経過措置として従来の2.2%に据え置きになっていました。その法定雇用率が令和3年3月1日から変更されます。



法定雇用率が2.2%から2.3%に0.1%引き上げられます。それに伴って、従業員数45.5人に1人から43.5人に1人の割合で雇用する必要があるようになります。

これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金が支給されたり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成する制度があります。詳細については弊所にお問い合わせもしくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

また、令和3年3月1日以降、従業員43.5人以上の事業主は毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければならないためご注意ください。さらに、障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

【厚生労働省 より】

VOL.720  
(2011-1)



(旧 河本社労務士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 ISビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当: 君野・木下・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで!

秋になって釣りの季節になってきましたので、海に行きたいなと思っています。最近も行きましたが全く釣れずに帰ることになってしまったので、すぐにリベンジします! 次は船上から魚だけじゃなくタコも狙おうと思っています!

持って帰って捌いて食べてもすごいおいしいですが、船上で捌いて食べたらもっとおいしいかな~と思っています。ですが、まずはしっかり釣れるように頑張ります(笑)

また機会があれば釣果報告もさせていただければと思います。(木下)

11月 労務スケジュール

- ・労働時間適正化キャンペーン (11/1~11/30)
- ・職業能力開発促進キャンペーン (11/1~11/30)